



日常における情報セキュリティ対策は万全ですか！？



情報セキュリティ対策は、日頃から行うことが大切です。この対策をおろそかにしてしまうと、ウイルスに感染してシステムに問題が発生したり、不正アクセスによって情報が流出するといった被害が発生する可能性があります。

そこで、第40号では、このような被害に遭わないために注意しておきたいポイントについてご紹介します。

右の表は、(独)情報処理推進機構(IPA)が、2019年に発生した社会的に影響が大きかったセキュリティ上の脅威について、「個人」「組織」における脅威を1位から10位までランキングにしたものです。

相談概要としては、近年、スマートフォンを利用した決済がキャッシュレス決済の手段として利用できるようになるなど便利になった反面、アカウントに不正アクセスした第三者のなりすましによるサービスの不正利用(1位)、金融機関やショッピングサイトなど実在する有名企業を騙るメールを送信し、偽のウェブサイトへ誘導することにより、銀行口座情報、クレジットカード情報、ID、パスワード、氏名などの重要な情報が詐取された(2位)、クレジットカード

を狙ったフィッシング詐欺、ショッピングサイトの改ざんによる偽決済画面への誘導などにより、クレジットカード情報が詐取され、不正利用された(3位)などの被害が発生しています。

【情報セキュリティに関する相談内容】

「個人」向け脅威	順位	「組織」向け脅威
スマホ決済の不正利用	1	標的型攻撃による機密情報の窃取
フィッシングによる個人情報の詐取	2	内部不正による情報漏えい
クレジットカード情報の不正利用	3	ビジネスメール詐欺による金銭被害
インターネットバンキングの不正利用	4	サプライチェーンの弱点を悪用した攻撃
メールやSMS等を使った脅迫・詐欺の手口による金銭要求	5	ランサムウェアによる被害
不正アプリによるスマートフォン利用者への被害	6	予期せぬIT基盤の障害に伴う業務停止
ネット上の誹謗・中傷・デマ	7	不注意による情報漏えい
インターネット上のサービスへの不正ログイン	8	インターネット上のサービスからの個人情報の窃取
偽警告によるインターネット詐欺	9	IoT機器の不正利用
インターネット上のサービスからの個人情報の窃取	10	サービス妨害攻撃によるサービスの停止

(出典：独立行政法人情報処理推進機構「情報セキュリティ10大脅威2020」より抜粋)

≫偽のセキュリティ警告に注意



- ・ウェブサイトの閲覧中に、ウイルスに感染しているなど、偽の警告に遭遇する場合があります。表示されたメッセージに従って操作したり、電話をかけてしまうと、最終的に有償ソフトウェアの購入や有償サポート契約へ誘導されることがあります。利用しているセキュリティソフトによる警告ではない場合、画面を閉じるか、画面が消せない場合は、パソコンを再起動しましょう。

»メールやSMS、SNS での不審なファイルや URL に注意

- ・日々届くメールのなかには、ウイルスを組み込んだファイルが添付されていたり、ウイルスを仕掛けたサイトやフィッシングサイトへ誘導する URL が記載されている可能性があります。URL を安易にクリックしない習慣をつけるようにしましょう。

»セキュリティソフトの導入および定義ファイルの最新化

- ・パソコンやスマートフォンなどにセキュリティソフトを導入するとともに、セキュリティソフトの定義ファイルを常に最新な状態になるように設定し、最新の状態になっているか定期的に確認しましょう。

»スマートデバイスのアプリや構成プロファイル導入時の注意

- ・不正なアプリのインストールを防ぐために、携帯電話会社が提供している公式マーケットなど信頼できる場所からアプリをダウンロードしましょう。また、インストールする場合は、提供元など安全を確認してから実施するようにしましょう。



安心・安全に通信サービスを利用するために、私たち利用者自身が上記のような情報セキュリティ対策を知ることが必要です。

（独）情報処理推進機構では、この他にも利用の際に注意するポイントが掲載されています。是非、以下のサイトを参考にしてください。

<https://www.ipa.go.jp/security/measures/everyday.html>



シリーズ4 食品ロスを減らす事業者の取組

食品ロスを減らす取組は私たち消費者だけではなく、事業者も始めています。

例えば、コンビニエンスストアでは、期限の迫った商品の値引き販売をしたり、予約制にして売れ残りを出さないようにする、食品メーカーでは、容器包装の工夫により鮮度保持期限を延長したり、個包装による食べ残しを防いだりするなど食品ロス削減の工夫に取り組んでいます。

最近では、新型コロナウイルス感染症予防のため、「新しい生活様式」が求められています。このような状況の中、飲食店では、テイクアウトやデリバリー、インターネット販売を行うなど様々な販売方法を工夫し、食品の有効活用に取り組んでいます。



また、インターネット販売サービスを行う事業者の中には、引き取り手がなく捨てられそうな新鮮な農産物・加工食品を安価で販売したり、外食時に「ドギーバッグ」と呼ばれる、残ってしまった食べ物を持ち帰る箱や袋が用意されている飲食店も登場しています。



自分のライフスタイルに合わせこれらのサービスを利用して、新しい生活様式になっても、食品ロスの削減につながる行動を続けてみましょう。

【相談窓口】 富田林市消費生活センター（富田林市役所 1 階 7 番窓口奥）

☎ 0721-25-1000 平日午前9時～12時 午後1時～4時

